

「馬のまち栗東」体感コンテンツ実装事業委託業務
仕様書

令和8年5月

栗東市

目次

第1章 業務概要	1
1 業務名	1
2 目的	1
3 業務の内容	1
4 履行期間	1
5 履行場所	1
第2章 導入装置要件	2
1 設置場所	2
2 装置構成	2
3 その他	2
第3章 役務要件	2
1 プロジェクト管理	2
2 実施体制	3
3 装置の導入支援	3
4 操作マニュアル作成	3
5 納品後の保証について	4
第4章 成果物	4
1 成果物一覧	4
2 留意事項	4
第5章 その他特記事項	4
1 著作権の譲渡	4
2 契約不適合責任	4
3 不当介入の排除	5
4 秘密保持	5
5 その他留意事項	5

第1章 業務概要

1 業務名

「馬のまち栗東」体感コンテンツ実装事業委託業務（以下「本業務」という。）

2 目的

栗東市（以下「市」という。）は全国で2か所しかないJRAの競走馬訓練施設「トレーニングセンター」があり「馬のまち栗東」としての全国的な知名度がある一方、市内で馬を体感できる場所、施設、コンテンツが不足している。

そこで、市内に「馬のまち栗東」を体感できるコンテンツを実装することで、市民のシビックプライド（まちへの愛着や誇り）を上昇させるとともに、観光客の来訪満足度の向上を図る。

3 業務の内容

本業務の主な業務内容は、以下の通りとする。

- ① 「馬のまち栗東」体感コンテンツの実装に関する業務
- ② 「馬のまち栗東」体感コンテンツの利用及び機器保守を含めた運用支援に関する業務

※本来、本業務委託に該当する業務は①のみだが、②についても、運用開始時に別途契約を予定している。したがって、提案にあたっては、①と②に掲げる全ての業務について提案を行うこと。見積書については、①と②を分けて作成すること。なお、②にあたる運用に係る契約は、現時点で次年度以降の予算が確定していないことから、契約を保証するものではない。

4 履行期間

契約日 から 令和9年3月31日（水）まで

※ただし、装置の納品は令和8年10月末までとする。

5 履行場所

栗東市内（具体的な場所については契約締結後に決定する。）

第2章 導入装置要件

1 設置場所

栗東市内（具体的な場所については契約締結後の決定を予定している。横幅3メートル、奥行3メートル、高さ3メートル程の広さを想定している。）

2 装置構成

本業務において導入する装置構成は、下記の通りとする。ただし、提案内容により同等又はそれ以上の機能を有するものであれば、見積上限額の範囲において構成及び台数を限るものではない。なお、いずれの場合においても、具体的な装置構成については企画提案書により提案すること。

- ① VR技術を用いた装置※
- ② 「馬のまち栗東」を体感できる映像

※①については、VRゴーグル等により視聴可能なものとするが、VRゴーグルによる個人視聴に限定するものではなく、複数人が同時に体験価値を共有できる構成とすること。また、体験者のみならず周囲の来場者に対しても体験の魅力が伝わるよう、空間全体で没入感のある体験を実現する構成とし、映像投影、表示装置、音響演出等を組み合わせた設計とすること。なお、映像表現に用いる技術手法については、プロジェクション方式、LEDパネル等を含め、提案内容に応じた最適な構成を選定するものとし、その選択については事業者の提案に委ねるものとする。さらに、当該体験環境については、原則として2式を整備することとし、それぞれ同一構成とすることも可能とするが、来場者の体験価値や回遊性の向上に資する観点から、内容や演出に変化を持たせた構成とする提案も可とする。

3 その他

- ① 横幅3メートル、奥行3メートル、高さ3メートル程の場所に設置できるものを実装すること。
- ② その他、装置を正常に稼働させる上で必要と思われるものについても併せて導入するものとする。

第3章 役務要件

1 プロジェクト管理

本業務を実施するにあたり、作業体制及びスケジュール等を明確化するため、事前にそれらを記載したプロジェクト管理書を作成し、市の上承を得た上で作業を開始すること。また、作業はプロジェクト管理書に則り、進捗管理と課題管理を行うこと。

2 実施体制

- ① 提案するスケジュールを遵守でき、構築するシステムの品質が守れるよう十分な体制を整えること。
- ② 本業務遂行に係る連絡窓口としてプロジェクト管理者を置き、市との連絡は原則プロジェクト管理者を通じて行うこと。なお、プロジェクト管理者は、原則としてプレゼンテーション審査実施時に主たる説明を行う者を充てること。
- ③ 必要に応じ、即座に市担当者と打合せ等を実施できるよう、プロジェクト管理者等必要な人員は常時連絡を取れる体制を保つこと。
- ④ 業務内容について協議の必要が生じた場合、市の求めに応じ、対面又はオンラインにより打合せを行える体制を有すること。
- ⑤ 本業務に従事する技術者には、同様の業務に携わった実務経験が1年以上ある者が含まれること。
- ⑥ 契約締結にあたり、業務に従事する者及び従事者の経験業務等を明記した作業体制図を速やかに発注者に提出し、承認を得ること。
- ⑦ メンバーは、原則履行期間中は固定すること。ただし、やむを得ない場合及び市がメンバーの資質に疑義を唱え、双方で合意を得た場合はこの限りではない。また、メンバーを変更する場合は、あらかじめ書面等により市の承諾を得るものとし、速やかに、かつ十分な引継ぎを行うこと。

3 装置の導入支援

装置について、安定した運用が行えるよう、下記の導入支援を行うこと。

- ① 装置の設置場所、設置スケジュール及び初期設定内容について、事前に市と協議の上決定すること。
- ② 事前の協議の上決定した内容に応じて、装置の設置及び設定を実施すること。
- ③ 装置の設置及び設定完了後、動作確認を行い、正常動作を確認した上で、書面等により市に報告すること。動作確認において問題が生じた場合は、問題の内容及び解消のための対応方針を市に報告し、履行期間内に対応を完了すること。

4 操作マニュアル作成及び研修の実施

操作を行う者向けの操作マニュアルの作成及び研修を行うこと。内容については、専門的な知識が無くとも容易に理解できるものとし、担当者が交代した場合も円滑に行えるよう作成すること。また、市職員による事前の確認を行い、市の承認を得たマニュアルを納入すること。なお、マニュアルの作成にあたっては、事前に市と協議を行い、導入する場所での運用に適したマニュアルを作成することが望ましい。

5 納品後の保証について

装置に関する保証について提示すること。

第4章 成果物

1 成果物一覧

本業務における成果物は、下記の通りとする。受注者は、以下に掲げる成果物を各納入期日までに市に納入すること。

項番	成果物名	詳細	納入期日
1	プロジェクト管理書	作業体制 スケジュール等	契約締結後10 営業日以内
2	打合せ記録書	議事録 打合せ資料	打合せ実施後7 営業日以内
3	装置初期設定書	装置の初期設定情報等	履行期間の末日
4	動作確認報告書	動作確認の概要及び結果等	
5	操作マニュアル	完成版装置の操作マニュアル	

2 留意事項

- (1) 受注者は、成果物を紙及び書き換えが不可能な電子媒体により、各一部ずつ納品すること。
- (2) 紙媒体の場合、A4版を原則とする。図表については、必要に応じてA3版を使用することができる。
- (3) 電子ファイルの場合、PDF及びOfficeソフトで扱える形式とすること。

第5章 その他特記事項

1 著作権の譲渡

- ① 受注者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、発注者へ譲渡するものとする。
- ② 受注者は、発注者に対して著作権法に基づく利用が許諾された成果物に関し、著作者人格権を行使しない。
- ③ 以上の権利または著作権法に基づく利用の許諾等の対価は、本契約記載の対価に含まれており、当該許諾等に伴って、本契約記載の対価とは別の費用が市に発生することはない。

2 契約不適合責任

引渡しを受けた物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、市は受注者に対し、本件目的物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。ただし、受注者は、市に不相当な負担を課す

るものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 不当介入の排除

発注する委託業務等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

- ① 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注業務等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- ② 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（任意様式）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- ③ 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

4 秘密保持

本業務を通じて知り得た事項、情報等は業務実施の目的のみに使用し、本業務に関連する者以外の第三者に開示しないとともに、当該情報の取扱いについて遵守するよう指揮監督を徹底する等、秘密の安全保護に万全の措置を講ずるものとする。

5 その他留意事項

- ① 委託業務の一部を第三者に委託もしくは委託に準じた作業を依頼する場合は、事前に書面等により市の承認を得ること。
- ② 市の施設等に入入りする場合は、市担当者に事前に連絡し承認を得ること。また、施設等の入りに当たっては、市担当者の指示に従うこと。
- ③ その他、業務を実施するにあたり本仕様に疑義が生じた場合は、協議の上決定する。